

遺言のすすめ

貴方が一生かけて築き上げた財産や先祖から受け継いだ財産も、いずれはご自分の手から離れ相続人に引き継がれます。

誰しも遺産相続は円満に行われることを願っておりますが、相続の話し合いがこじれて、兄弟姉妹や親族間で仲たがいをしている話をよく耳にします。せっかく子どもさん達や親族のために残した財産が、仲たがいの原因になったのでは返って迷惑です。そこで、円満な相続実現のために遺言書の作成をおすすめいたします。

遺言には一般的な普通方式の遺言と特別方式遺言があります。普通方式遺言には、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言の3種類があります。

<自筆証書遺言>

この方式の遺言は、特別な手続きは不要ですが、「①全文自分で書く（自筆）、②作成日を記載する、③署名し押印する」が絶対条件です。従って、ワープロで作成したり、代筆の場合は無効になりますので、ご注意ください。

また、方式に従わない誤字脱字の訂正は、遺言全体が無効になることがありますので、間違えたら全文を書き直すのが良いでしょう。自筆証書遺言は、作成日を記載して署名・押印した時点で有効となります。

ただし、遺言を執行するには家庭裁判所の検認手続きが必要です。

なお、作成には厳格な様式が要求されますので、行政書士など専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。

<秘密証書遺言>

この方式の遺言は、自筆・代筆・ワープロの何れで作成しても良いとされております。遺言書に作成年月日を記載し、署名・押印（実印）して封筒に入れ、同じ印鑑で四角を封印し、印鑑証明書と共に公証役場に持参、公証人は提出した日付及び遺言者の申述を封書に記載した後、遺言者及び承認2人とともに署名・押印して完成します。

この遺言書も自筆証書遺言と同様に、遺言を執行するには家庭裁判所の検認手続きが必要となります。

<公正証書遺言>

この方式の遺言は、公証役場で証人2人以上の立ち合いの下、あらかじめ用意した遺言の内容を公証人に口述（話す）し、公証人がその内容を聞き取り遺言書を作成します。作成依頼にあたっては印鑑登録証明書の他、土地・家屋を相続させる場合は登記簿謄本等財産目録を、用意し持参します。

この方式の遺言書は、内容が明確で、証拠能力が高く安全確実で、無効となる恐れが殆んどありません。また、公証役場に原本が保管されますので、偽造・紛失・隠蔽の心配もありません。この遺言書は、家庭裁判所の検認手続きを経ることなく直ちに遺言を執行できます。公正証書遺言は3方式の中で、揉め事の発生リスクがもっとも低いので、多少の費用が掛かってもお勧めしたい方式です。

以上、3方式ともそれぞれ手続きに差があっても、遺言書としての効果には全く差はありません。

○遺言をする場合の留意点について

遺言書に記載する内容は、遺言者が自由に決めることができます。しかし、書く内容によっては相続が「争族」になったり、親族を混乱に巻き込む結果になってしまうことがあるので、これを避けるための一般的注意事項を、次に掲げます。

- 1 心身共に健在で、判断力が衰えないうちに書く。
- 2 遺言の内容は自分で考える、もちろん専門家もアドバイスも有効です。
- 3 記載する文字は楷書で、わかり易い文章で書く。
- 4 公序・良俗、つまり一般的道徳観念に反する事は書かない。
- 5 作成日付は、後日争いになる事が多いので正確に記載する。
- 6 「遺留分」を侵害する遺言をする場合は「付言」を活用するなどして、その理由を丁寧に説明する。

※「遺留分」とは、相続が発生した場合、相続人のために一定割合の相続財産を確保するという制度で、遺言で侵すことの出来ない相続人の権利とされております。自分の遺留分が侵害されている場合は「遺留分減殺請求」で取り戻すことができます。ただし、「減殺請求」されなければ遺留分を侵害する遺言も有効となります。